

公立大学法人周南公立大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針

(令和4年4月1日制定)

1. 趣旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定，令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）の趣旨を踏まえ，公立大学法人周南公立大学（以下「本学」という。）における公的研究費について，不正行為を防止し，適正な運営・管理を行うための必要な事項を定めるものとする。

2. 責任体制

(1) 最高管理責任者

本学全体を統括し，公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き，その任には学長をもって充てる。最高管理責任者は，不正防止計画の基本方針を策定・周知するとともに，それらを実施するために必要な措置を講じる。また，不正防止計画の実施状況やその効果等について，重要事項を審議する理事会等において審議を主導し，理事等との議論を深める。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し，公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き，その任には副学長をもって充てる。

統括管理責任者は，不正防止計画の組織横断的な体制を統括する責任者であり，基本方針に基づき，本学全体の具体的な対策を策定・実施し，実施状況を確認するとともに，実施状況を最高管理責任者に報告する。また，本学における不正防止計画，内部監査の状況，不正使用の事案並びに不正防止策等の情報をもとに，コンプライアンス教育及び啓発活動の内容を策定すること。

(3) コンプライアンス推進責任者

公的研究費の不正使用を防止するため，公的研究費の執行にかかわる全ての者に対しコンプライアンス教育を実施し，その他不正使用の防止策を講じる者としてコンプライアンス推進責任者を置き，その任には学部長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は，次に掲げる業務を行う。

- ①不正防止を図るため，本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し，コンプライアンス教育を実施し，受講状況を管理監督すること。
- ②コンプライアンス教育の内容について，定期的に点検し，必要な改善を行うこと。
- ③全ての構成員に対し，定期的な啓発活動を実施すること。
- ④本学において，構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし，必要に応じて改善を指導すること。

(4) 研究倫理教育責任者

本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、研究倫理教育を実施し、研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を有する。その任には学部長をもって充てる。

(5) 監事

監事は、機関の業務運営等を監査し、機関の長に直接意見を述べる立場にあることから、競争的研究費の運営・管理についても重要な監査対象として確認し、理事会等において定期的に意見を述べる。また、コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し意見を述べる。

3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続に関するルール（以下、「ルール」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

4. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

5. 関係者の意識向上と行動規範

(1) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。

(2) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、次に掲げる行動規範を周知する。

①公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、研究の実施、研究費の使用等にあたり、法令や関係規則を遵守する。

②研究者は、研究者個人に採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。

③事務局職員は、専門的な能力を持って、公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。

④不正防止計画を推進する部局は、公的研究費の不正防止計画の推進に努め、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員はこれに協力する。

⑤公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、公的研究費に関わる不正行為があると判断した場合は、通報窓口に通報する。

(3) 学内に不正を起こさせない組織風土の形成を目的に、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に啓発活動を行う。

6. 通報等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

- (1) 最高管理責任者は、不正行為に関する通報や情報提供のための受付窓口を設置する。
- (2) 受付窓口は、総務部総務課とする。
- (3) 統括管理責任者は、通報や情報提供があった場合、速やかに最高管理責任者に報告する。
- (4) 最高管理責任者は、公的研究費の不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。

7. 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

- (1) 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し不正防止計画の策定・実施を図るため不正防止推進部局を置き、次の各号に掲げる事項を定める。
 - ①内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因を、機関全体の状況を体系的に整理・評価し議論を行う。
 - ②最高管理責任者が策定する不正防止計画の基本方針に基づき、不正防止計画を策定する。
 - ③監事と連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
 - ④その他最高管理責任者が必要と認めた事項。
- (2) 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することとし、自ら不正防止計画の推進及び管理にあたる。
 - ①不正防止推進部局は、統括管理責任者とともに不正防止計画を策定し、最高管理責任者に報告するとともに、計画の実施にあたる。

8. 公的研究費の適正な運営・管理

- (1) 統括管理責任者は、本学全体の公的研究費の執行状況について検証し、研究計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。
- (2) 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。
- (3) 最高管理責任者は、適正な会計経理の執行のため、発注者以外の者による確実な検収を実施するため、検収ルールを別に定める。

9. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続、及び使用に関するルール等について相談を受ける窓口を、公立大学法人周南公立大学公的研究費取扱規程に定める各部局に置く。
- (2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に向けた取組について、ホームページから発信する。

10. 監査体制

- (1) 本学における公的研究費の運営・管理に関する内部監査は、公立大学法人周南公立大学内部監査規程に基づき、総務部法人経営課が行う。

- (2) 内部監査の実施に際し、過去の内部監査や、コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング等を通じ把握された不正要因に応じ、監査計画を立案し、効率化・適正化を図る。
- (3) 内部監査の実施に際し、競争的研究費等の管理体制に不備がないか検証を実施する。
- (4) 内部監査の実施に際し、監事等と連携し、実効性のある監査を実施するよう努める。